

健康被害救済に係る手続きについて

- 健康被害救済の申請が行われた場合、以下のような手続きで審査・通知等が行われる。
- 申請書類の確認や追加資料の提出等が必要なため、通常、国が申請を受理してから、疾病・障害認定審査会における審議結果を都道府県知事に通知するまで4～12か月程度の期間を要する。

